

## 5 被 保 険 者

### (1) 第1号被保険者

年齢65歳以上の練馬区民である。

日常生活において介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料を保険者である練馬区に対して直接納める。平成21年3月31日現在(住所地特例者を含め)134,577人である。

第1号被保険者数 (単位:人)

年 年齢	17	18	19	20	21
第1号被保険者数 (各年3月31日現在)	118,775	122,625	127,133	130,681	134,577
総人口 (各年4月1日現在)	683,371	687,726	692,899	699,403	704,590
比率	17.4%	17.8%	18.3%	18.7%	19.1%

第1号被保険者数:年齢別 各年3月31日現在(単位:人)

年 年齢	17	18	19	20	21
65~69	36,915	36,718	37,209	37,329	38,706
70~74	32,822	34,025	34,704	34,916	34,401
75~79	23,756	24,823	26,032	27,230	28,203
80~84	14,023	14,942	16,162	17,381	18,593
85~89	7,129	7,721	8,323	8,921	9,550
90~94	3,204	3,373	3,546	3,666	3,767
95~99	806	900	1,026	1,081	1,172
100~	120	123	131	157	185
合計	118,775	122,625	127,133	130,681	134,577

第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳 (単位:人)

年度		16	17	18	19	20
取得	65歳到達	7,605	8,216	8,733	8,397	8,521
	転入	1,398	1,334	1,287	1,274	1,273
	その他	101	105	320	170	218
	増計	9,104	9,655	10,340	9,841	10,012
喪失	死亡	3,608	3,733	3,726	4,173	4,137
	転出	1,834	1,899	1,876	1,887	1,785
	その他	190	173	230	233	194
	減計	5,632	5,805	5,832	6,293	6,116

注:その他...転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人等

(2) 第2号被保険者

年齢40歳から64歳までの医療保険に加入している練馬区民である。

加齢が原因とされる特定の病気(指定された16疾病)により介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料は医療保険の一部として納め、保険者である練馬区に対して直接納めることはない。

(3) 特例被保険者

原則として練馬区に住所を有する人が練馬区の被保険者となるが、制度上、以下の特例が設けられている。

住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地(練馬区)の被保険者となる。平成18年度から介護保険施設以外に、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅が対象施設となっている。

他住所地特例者

の住所地特例被保険者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、元の住所地(他区市町村)の被保険者となる。

適用除外施設入所者

身体障害者福祉法の身体障害者療護施設に入所している場合と、その他の適用除外施設に入所、入院している場合は、介護保険の被保険者とはならない。

住所地特例者数：再掲

各年3月31日現在(単位：人)

区分 \ 年	17	18	19	20	21
住所地特例者	329	351	600	660	732
他住所地特例者	49	53	83	150	209
適用除外施設入所者	29	25	22	21	27